

平成29年10月10日

国土交通省
総合政策局長 由木 文彦 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞
〒134-0085 東京都江戸川区南葛西5-13-6
TEL. 03-5605-0871/FAX. 03-5605-0872

平成 29 年度 国交省に対する要望項目

1・車いす利用者用駐車施設について

- ① 車いす利用者用駐車施設に誰が停めていいのか？法律等で対象者を明確にして頂きたい。
- ② 3.5mを必要とする人と、必ずしも必要としない歩行困難者とのダブルスペースの考え方をバリアフリー法に明記して頂きたい。

①について

歩行困難者にとって自家用車は自宅から目的地まで円滑・快適かつ迅速に移動できるもっとも有効な交通手段であると同時に、その目的地には安全で乗り降りが容易な駐車スペースの確保が必要になります。

しかし、現実には不適正利用者？等によって常に満車状態で、当該駐車施設を必要とする人たちの日常生活に多大な影響を及ぼしている状況と、その環境が改善されないまま長期間にわたり放置されているのが現状です。

そこに誰が止められるのかを明確にすることで、障害者の社会参加がより一層進むと思います。

②について

PP 制度が 36 府県まで普及したことにより、3.5mを必要としている車椅子利用者等が駐車出来ない状況になっています。

一部ショッピングモールや高速道路 SA 等に普及しつつあり、又国交省パンフレットで示してあるようなダブルスペースの考え方をバリアフリー法の条文に追加して頂きたい。

《参考資料》

『バリアフリー新法に係る特定路外駐車場の設備等に関するチェックリスト』
(「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」の規定による)

1. 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（車いす使用者駐車施設）を
1 以上設けているか
2. 車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか
 - ① 幅は 350cm 以上あるか
 - ② 車いす用駐車施設又はその付近に、車いす用駐車施設の表示をしているか
 - ③ 省令第 3 条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか

2・有料道路の障害者割引について

① 有料道路の割引を車両と手帳所持者との併用にして頂きたい。

①について

全脊連では長く『割引対象を「車両に対する割引」から「人に対する割引」へ』と要望してきました。今のシステムに『手帳所持者も可』とするだけで出来る事です。登録している車と共に、突発的な故障や、健常者とレンタカー等で旅行する時にも対象になるよう、又障害者の社会参加がより一層促進させる為にも、是非実施して頂きたい。

3・宿泊施設（ホテル、旅館等）のバリアフリールームについて

- ① 法律では「50 室に 1 室以上のバリアフリールームを設ける事」となっているが、総部屋数に対する%でバリアフリールームの設置を義務付けて頂きたい。
- ② 既存の宿泊施設についても、バリアフリー化をより一層推進して頂きたい。

①について

平成 29 年 3 月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正で建築物のバリアフリー化がより一層進められることになったのは大変喜ばしい事ではありますが、100 室でも、1,000 室でも「1 室以上」には疑問を感じざるを得ません。2%以上の設置基準を設けて頂きたい。

②について

「建築設計標準」改正により新築は勿論、既存施設の改修についても具体的に示されたことは評価しますが、多額の費用を要する事から実際どのくらい改修されるか心配される所です。改修への助成金等も含み、より一層推進して頂く様お願い致します。